年 月 日

高岡市長 あて

下記のとおり、高岡市へ寄附します。

1. 寄附者情報

フリカ゛ナ		電紅采り	
氏名		電話番号	
	〒 −		
住所			

2. 寄附情報

	Ħ	振込方法 ※いずれかに チェックをお 願いします。	□郵便振込			
寄附金額			□納付書 ※高岡市の指定金融機関以外の金融機関からの振込については手数料がかかります。			
			□窓口にて現金払い			
税額控除方法	口自身で確定申告を行う					
※いずれかにチェックをお願いします。	口確定申告をせず、ワンストップ特例申請を行う ※年間に5団体を超える自治体に寄附をする場合は、自身で確定申告していただくことになります。					
	口脱炭素社会の実現を応援したい					
	□持続可能な地域公共交通の構築を応援したい					
	□魅力ある公園づくりを応援したい					
	口若者の挑戦を応援したい					
使途	□未来を拓く子どもたちを応援したい					
※いずれかにチェッ	□地域で頑張る人たちを応援したい					
クをお願いします。	□みんなの健康づくりを応援したい					
	□歴史・文化の魅力発信を応援したい					
	□伝統のものづくりを応援したい					
	□「藤子・F・不二雄先生のふるさとづくり」を応援したい					
	□災害に強いまちづくりを応援した	い				

3. 返礼品情報 ※高岡市内にお住まいの方には返礼品をお送りしていません。

辞退	口お礼の品を辞退する ※お受取を希望されない方はこちらにチェックしてください。					
お礼の品名①			寄附コース	円以上	数量	
お礼の品名②			寄附コース	円以上	数量	
お礼の品名③			寄附コース	円以上	数量	

【お問合せ・送付先】高岡市未来政策部企画課

ふるさと納税(寄附)案内

Q ふるさと納税ってなに?

A 「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすための寄附制度です。寄 附先の都道府県・市区町村は自由に選ぶことができ、寄附金のうち2千円を超える部分について、個人住民税 所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

Q 寄附したお金はどんな事業に使われるの?

A 高岡市では、下表を「ふるさと納税寄附メニュー(使途)」として設定し、施策推進のために必要な事業の実施のために活用させていただきます。

なお、寄附金の状況や寄附金を活用した事業成果につきましては高岡市のホームページで紹介いたします。

No.	寄附メニュー	活用内容
1	脱炭素社会の実現を応援したい	・サーキュラーエコノミー(循環経済)推進モデルの展開 ・建築物等のエネルギー消費性能向上 ・再生可能エネルギーの導入 ・温室効果ガス排出量の少ないエネルギー選択 など
2	持続可能な地域公共交通の構築を応 援したい	・城端線、氷見線の利便性向上 ・万葉線の活性化 ・市内の公共交通体系の維持・活性化 など
3	魅力ある公園づくりを応援したい	・都市緑化、公園整備の取り組み(高岡古城公園、動物園、高岡おとぎの森公園など) ・高岡スポーツコアのリフレッシュ など
4	若者の挑戦を応援したい	・若者の挑戦的な取り組みへの支援 ・高岡市の実験的な取り組みなど市長の挑戦への活用
5	未来を拓く子どもたちを応援したい	・安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実 ・小中一貫教育の推進 ・教育設備や教育内容の充実 ・子どもたちへの絵本の読み聞かせと絵本のプレゼント ・学校への防犯カメラの設置 など
6	地域で頑張る人たちを応援したい	・地域が主体となって行う地域組織のあり方の検討や体制整備への支援 ・地域固有のイベントや地域の歴史・文化の学びに対する支援 ・市民活動団体やボランティア団体、NPOなどの活動支援 ・国際交流事業や外国人との共生事業 など
7	みんなの健康づくりを応援したい	・児童・障がい者・高齢者福祉の充実 ・地域医療体制の充実や高岡市民病院の医療提供体制の充実 ・未来を拓くアスリート支援などスポーツの振興 など
8	歴史・文化の魅力発信を応援したい	・国宝瑞龍寺、国宝勝興寺など文化財の保存・活用 ・日本遺産の魅力発信や万葉のふるさとづくりへの活用 ・地域の発展や福祉の増進に尽力した人物のストーリーの発信 ・高岡御車山祭、伏木曳山祭などイベントへの支援を通した魅力発信 など
9	伝統のものづくりを応援したい	・高岡銅器・高岡漆器・越中福岡の菅笠といった伝統産業のものづくりの振興 ・事業継承・創業・デジタル化の推進などに取り組む事業者への支援 ・若者の雇用の場の創出・就業促進 ・商店街の活性化の促進を通した中心市街地活性化 など
10	「藤子・F・不二雄先生のふるさとづくり」を応援したい	・高岡市 藤子・F・不二雄ふるさとギャラリーを拠点とした F 先生の世界観と作品の 原風景の発信 など
11	災害に強いまちづくりを応援したい	・防災士の養成などの人材育成、総合防災訓練の実施を通した防災対策の充実 ・河川・海岸の整備 ・生活道路、幹線道路の整備 ・上・下水道の整備

Q 税控除の手続きはどうすればいいの?

A 最寄りの税務署で所得税の申告を行ってください。所得税の確定申告書を提出する必要がない方は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。また、申告を要しない方で、寄附金税額控除の特例を受けられる場合は、別途「申告特例申請書(ワンストップ特例申請書)」を提出してください。ご自身で申告する場合は、寄附を行った際の寄附金受領証明書を申告書に添付することが必要ですので注意してください。※詳しくは市民税課個人市民税担当又は最寄りの税務署などにお問い合わせください。

【市民税課個人市民税担当(TEL)0766-20-1257】